

忘れていませんか？
軽自動車の廃車の手続き

乗らなくなったり、乗れなくなった原動機付自転車や軽自動車でも、3月31日までに廃車手続きをしないと、来年度も軽自動車税がかかります。あなたの家にそんな車がありましたら、早めの手続きをお勧めします。

なお、車の種類によって次の表のとおり手続き先が違いますので、ご注意ください。

軽自動車の種類	手続き先・連絡先
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(農耕作業用のもの、トラクターなど)	黒潮町役場 大方総合支所 税務課住民税係 佐賀総合支所 総務課税務係
250ccを超えるバイク	高知運輸支局(高知市大津) ☎050-5540-2077
125cc超~250ccまでのバイク・軽自動車	高知県軽自動車協会(高知市長浜) ☎088-842-4311

トラクター・コンバインなどには軽自動車税がかかります

農耕車とは、トラクター・乗用装置付きのコンバイン・運搬車両などの農耕作業用自動車など、大きさに関係なく乗用装置がついている機械で時速35km未満で走行するものです。これらの農耕車は、道路を走らなくても軽自動車税がかかります。農耕車を登録されていない方は、各総合支所窓口へ登録の届出をしてナンバーの交付を受けてください。農耕車を買替え、廃車したときも、担当窓口で手続きをしてください。

- ◆登録に必要なもの
 - 所有者の印鑑
 - 車名
 - 車体番号
 - 総排気量
- ※代理の方が届出をする場合は、代理の方の印鑑も必要になります。
- お問い合わせ
大方総合支所 税務課 住民税係
☎43-2816(直通)
佐賀総合支所 総務課 税務係
☎55-3113(直通)

町税の部落集金の廃止(佐賀地域)と口座振替の推進

黒潮町では、大方地域と佐賀地域で異なる町税の納付方法を統一するため、現在佐賀地域で行っている部落集金の制度を、平成20年度をもって廃止することになりました。

これにより、現在部落集金で納付されている方は、個人納付か、口座振替に変更することになります。

町は納付漏れを防止するため、平成21年度から黒潮町全域に適用する『新地域維持活性化特別交付金』において、口座振替件数に応じて交付金を増額することになっています。

口座振替を希望される方は、平成21年3月31日までに町指定金融機関で手続きを済ませてください。



町税の納付方法

- 「現行」
- 個人納付
 - 口座振替
 - 部落集金(佐賀地域のみ)
- ※平成20年度で廃止
- 「平成21年度から」
- 個人納付
- 各自が納付月に役場か金融機関へ出向いて納付します。
- 口座振替
- ※口座振替の申し込みは、納期前日に預金口座から自動引き落としされます。
- ※口座振替の手続きをされない方は自動的に「個人納付」となります。
- ※口座振替の件数は、町から各部落へ交付される特別交付金の掛け率(増額)に反映されます。

口座振替のお手続きは

- 1、口座振替の手続きは金融機関で行ってください。その際、通帳と届出印鑑をお持ちになってください。都合により金融機関

へ出向くことができない方は、金融機関へご相談下さい。

- 2、貴方が納めるすべての税目について手続きしてください。
- 3、軽自動車税以外は全納か期別かを選択してください。
- 4、固定資産税の共有分は土地や建物を共有(複数)で登記しているか、相続人代表者届を提出したことにより納税義務者の欄に「〇〇他〇名」の表記のある方です。不明な点は左記までお問い合わせください。

「町指定金融機関」

- 高知はた農協・四国銀行・高知銀行・幡多信用金庫・漁協・郵便局

- お問い合わせ
大方総合支所 税務課 収納係
☎43-2816(直通)
☎43-4500(直通)
佐賀総合支所 総務課 税務係
☎55-3113(直通)